

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第115号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第5条の3及び第5条の4を次のように改める。

第5条の3及び第5条の4 削除

第21条中「派出所及び駐在所」を「交番、駐在所及び警備派出所」に改める。

第4号様式の4及び第4号様式の5を次のように改める。

第4号様式の4及び第4号様式の5 削除

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)